# ○周波数割当計画新旧対照表

変更後	変更前
国内周波数分配の脚注	国内周波数分配の脚注
(略)	(昭各)
J48	J48
137-138MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz 及び21.4-22GHz の周波数帯は、決議第739( <u>WRC-15</u> 、改)の規定を	137-138MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz 及び21.4-22GHz の周波数帯は、決議第739( <u>WRC-07</u> 、改)の規定を
適用する。	適用する。
(略)	(略)
J56	J56
移動衛星業務による <u>149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の</u> 周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従	移動衛星業務による <u>この</u> 周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。 <u>移</u>
って調整することを条件とする。	動衛星業務は、149.9-150.05MHz 及び399.9-400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはな
	<u>6tavi.</u>
J57 <u>(未使用)</u>	J57
	無線航行衛星業務によるこの周波数帯の電波の発射は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。
J58 <u>(未使用)</u>	J58
	移動衛星業務(地球から宇宙)による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、2015 年 1 月 1
	<u>日までは陸上移動衛星業務(地球から宇宙)に限る。</u>
J59 <u>(未使用)</u>	J59
	149.9-150.05MHz 及び399.9-400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務に対する分配は、2015年1月1日まで効
	<u>力を有する。</u>
(略)	(略)
J63	
移動衛星業務(地球から宇宙)による 156.7625-156.7875 MHz 及び 156.8125-156.8375MHz の周波数帯の使用は、	
長距離情報(メッセージ 27、ITU-R 勧告 M. 1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による信号を受信する場合に	
限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波	
数帯での電波の発射は、1W を超えてはならない。	
<u>J63A</u>	
海上移動衛星業務(地球から宇宙)による161.9375-161.9625MHz 及び161.9875-162.0125MHz の周波数帯の使用	
は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。 (略)	(略)
	J68
」 806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC-15、改)及び決議第 749(WRC-15、	806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224 (WRC-07、改)及び決議第 749 (WRC-07)
000-900MIZ の向級数件は、	参照)。
<b>(</b> 略)	
J80	J80
<sup>300</sup>   宇宙研究業務による <mark>410-420MHz の</mark> 周波数の使用は、有人宇宙船 <mark>による宇宙から宇宙への送信</mark> に限る。この周	
波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨	では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨げては
げてはならない。	ならない。
(略)	(略)
T BLOOK A	

T83

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の 周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA. 1260-1 に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第5.29号及び第5.30号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

(略)

J96\_(未使用)

(略)

J108 (未使用)

(略)

J137

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212 (WRC-15、改) に従わなければならない (決議第 223 (WRC-15、改) 参照)。

(略)

J141

2025-2110MHz 及び2200-2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA. 1154-0に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

(略)

J159

4200-4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

### J159A

航空移動業務(R)の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空電子機器のために保留する。この使用は、決議第 424 (WRC-15) の規定に従うものとする。 J160

航空無線航行業務による 4200-4400MHz の 周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

(略)

T166

航空移動業務による 5091-5150MHz の 周波数帯の使用は、次のものに限る。

- 航空移動 (R) 業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。 この使用は、決議第748 (WRC-15、改) に従うものとする。 T83

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる <u>この</u>周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA. 1260-1 に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

(略)

J96

958-960MHz の周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2015 年 11 月 30 日までは、これらの 周波数帯を使用する固定業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

(略)

J108

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域においては、電気通信業務用とする。その他の総合通信局の管轄区域においては、2014年4月1日からは電気通信業務用とする。

(略)

J137

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212 (<u>WRC-97</u>、改) に従わなければならない(決議第 223 (<u>WRC-2000</u>) 参照)。

(略)

J141

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 <u>SA. 1154</u>に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

(略)

J159

4200-4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J160

航空無線航行業務による <u>この</u>周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。<u>ただし、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、この周波数帯において二次業務で使用することができる(電波高度計からの保護は与えられない。)。</u>

(略)

J166

航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、次のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。 この使用は、決議第748(WRC-12、改)に従うものとする。 - 決議第418(<u>WRC-15</u>、改)に従った航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

(略)

J178

5250-5350MHz の 周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613-0に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A 号は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J179

<u>5250-5350MHz</u> の 周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R勧告 M. 1638-0 及び ITU-R 勧告 SA. 1632-0 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

T188

<u>深宇宙に係る</u>宇宙研究業務(地球から宇宙)<u>システムによる電波の発射</u>は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

#### J188A

地球探査衛星業務(地球から宇宙)による 7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号を適用しない。無線通信規則第 9.17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

## J188B

7190-7235MHz の周波数帯の地球探査業務(地球から宇宙)の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。

(略)

T208

12.2-<u>12.5</u>GHz の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

(略)

J212

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

#### J212A

一 決議第418(<u>WRC-12</u>、改)に従った航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔測定伝送。
(略)

J178

この 周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A 号は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J179

<u>この</u>周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 及び ITU-R 勧告 SA. 1632に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

J188

宇宙研究業務(地球から宇宙)<u>による 7145-7190MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。深宇宙への発射</u>は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235 MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

(略)

J208

12.2-12.44GHz の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

(略)

J212

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

13.4-13.65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は 、次のものに限る。

- 一 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止 衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)で運用される衛星シ ステム
- 能動宇宙検知器
- 一 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から地球)で 運用される衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

### J212B

13.4-13.65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星(能動)業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

(略)

J216 (未使用)

(略)

J218

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 <u>S. 1340-0</u>に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4.10 号の適用があるものに限る。)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 <u>S. 1340-0</u>に従わなければならない。

(略) J221

この周波数帯で運用される <u>能動宇宙検知器</u>は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な 混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。

(略)

J239 (未使用)

(略)

(略)

J216

無線通信規則第 5.511D 号を参照すること。

(略)

J218

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R勧告 S. 1340に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第4.10号の適用があるものに限る。)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R勧告 S. 1340に従わなければならない。

(略) J221

この周波数帯で運用される <u>宇宙能動検知器</u> は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な 混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。

(略)

J239

この周波数帯の使用は、決議第 755 (WRC-12、改) に従うこと。

(略)